

審査採択
は随時！

令和5年度静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業

脱炭素経営の取組に向けた省エネ設備導入を支援します

静岡県地球温暖化防止条例第12条第2項に定める「温室効果ガス排出削減計画書制度」に
参画する県内の中小企業等の脱炭素化・省CO2性の高い設備等の導入を支援します！

< 補助金の交付額 >

(通常枠) 上限 **200万円** / 下限 **20万円**
(補助率 補助対象経費の3分の1以内)

(特別枠)^{*} 上限 **600万円** / 下限 **20万円**
(補助率 補助対象経費の3分の2以内)

エネルギー
見える化で
経営改善

< 対象事業者 >

県内外に設置する工場・事務所・その他事業場全体での年間エネルギー使用量が原油換算で1,500klに満たない

法人及び個人事業主

※会社・個人事業主の場合は、中小企業等経営強化法の中小企業者が対象となり、資本金・従業員数に基準があります。

- ▷ 複数事業者による共同実施や、ファイナンスリース契約も可



※画像は一例です

< 対象設備 >

申請者が所有する建物（県内の工場・事務所・その他事業場）に設置する
空調・給湯・照明設備・生産設備等
かつ、既存の設備の更新（入替）で、
導入前と比べてCO2排出量を
5%以上削減できる設備

※特別枠

対象設備の追加要件として、次のいずれかを満たす必要があります。

- ・CO2削減量が10tを超えること
- ・複数種別（2種類以上）の設備を導入すること
- ・自然（ノンフロン）冷媒機器を導入すること

※当初事業との主な変更点

原則として、事業の発注並びに契約先の事業者及び施工を行う事業者が県内に 本社又は支店等の事業所を所有する者であることとします。



< 事務局 >

一般社団法人静岡県環境資源協会

応募要領・提出様式等詳細はこちらから ▷ http://www.siz-kankyou.jp/sizhojo_r5.html

お問い合わせはこちらまで ▷ E-mail sizhojo@siz-kankyou.or.jp

申請書の提出はこちらまで ▷ E-mail sinsei@siz-kankyou.or.jp

TEL 054-270-6165 (受付時間 平日 10時~12時、13時~17時)

< 補助対象となる経費・設備 >

経費区分の範囲は、①設計費 ②設備費 ③工事費 です。設備等の範囲は以下の通りです。

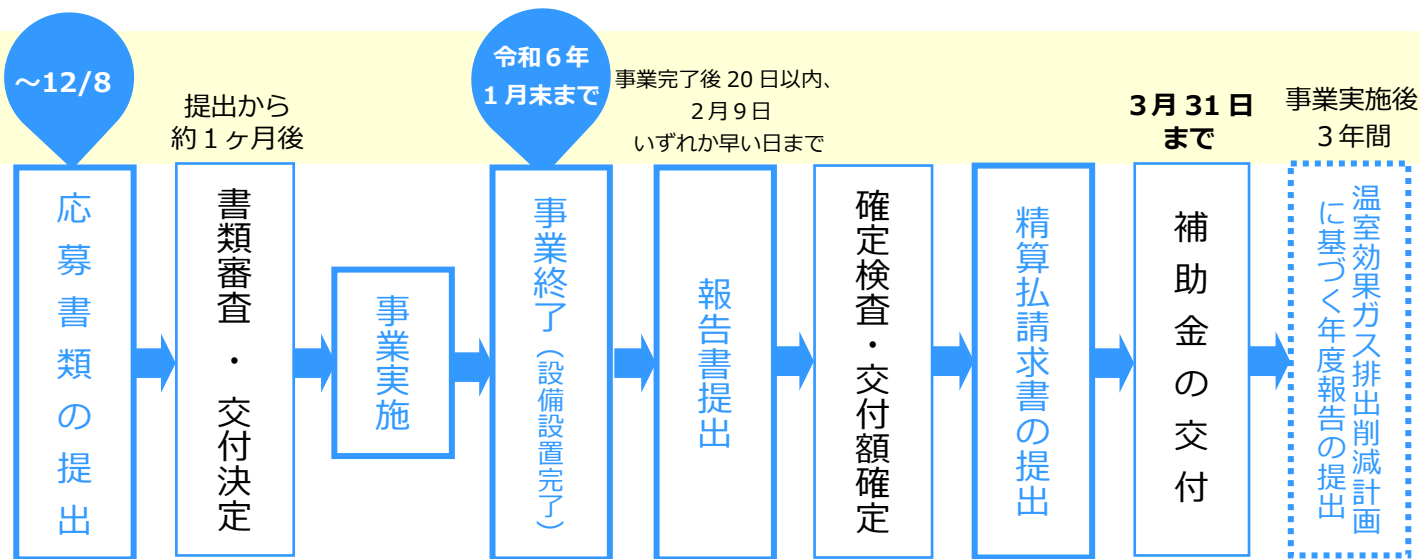
- 空調設備：ビル用マルチエアコン、パッケージエアコン、ルームエアコン
- 給湯設備：給湯器、ボイラ
- 照明設備：LED 等
- 換気設備：省エネ型の第1種換気設備
- 冷凍冷蔵設備
- 産業用ボイラ（蒸気ボイラ、温水ボイラ）
- 産業用モータ（ポンプ、送風機、圧縮機等）
- 電気設備：受変電設備
- BEMS、FEMS、測定器
※運用管理等に必要な場合のみ。導入する場合は別途計画を記載すること
- 生産設備

▷ 高効率機器に限る等、その他注意事項や補助対象とならない経費については、ホームページ掲載の応募要領をご確認ください。

【温室効果ガス排出削減計画書制度】

- ・省エネなどの温暖化対策に効果的に取り組むため、事業所全体でのエネルギーの使用量や使用状況等を見える化して基準とし、3年間の対策と目標を定めた計画書を作成し、毎年度報告します。
- ・補助金申請の際は、補助対象事業（省エネ設備導入）を含めた、事業所全体で3年間に実施する温室効果ガス削減のための計画書を提出していただく必要があります。

< 事業スケジュール >



< 募集期限 > 令和5年12月8日(金)

※予算に達した段階で、採択を締め切ります。

< 事務局 >

一般社団法人静岡県環境資源協会

応募要領・提出様式等詳細はこちらから ▷ http://www.siz-kankyou.jp/sizhojo_r5.html

お問い合わせはこちらまで ▷ E-mail sizhojo@siz-kankyou.or.jp

申請書の提出はこちらまで ▷ E-mail sinsei@siz-kankyou.or.jp

TEL 054-270-6165 (受付時間 平日 10時～12時、13時～17時)